

東京電力株式会社

代表執行役社長

廣瀬 直己 様

申 入 書

- 1 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み
及び確実な安全対策について
- 2 東京電力㈱福島第一原子力発電所事故に関する適正な賠償の
実施について

平成 28 年2月 23 日

福島県いわき市長

清水 敏男

【重点申入項目】

- 1 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み
及び確実な安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に関する適正な賠償の
実施について・・・・・・・・・・・・・・・・P3

1 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み及び確実な安全対策について

東京電力㈱福島第一原子力発電所事故については、これまでも再三にわたり、一刻も早い収束と福島第一原発のみならず、県内すべての原発の廃炉を強く求めて参りました。

また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えたままの生活を強いられることから、「確実な安全対策を講じるよう」申入れを行ってきたところでもあります。

汚染水漏えい等のトラブルは、廃炉作業の遅延につながるものが懸念されるほか、東京電力による福島第一原子力発電所事故からの本市の復興の妨げとなっており、風評被害の長期化や、市外で生活されている方々の帰還に大きな影響を及ぼすものであります。

また、現場の労災事故の発生に対し、市民の中に不安を訴える声も挙がっており、すべての作業工程において、極めて慎重かつ万全な安全対策が求められます。

東京電力㈱においては、廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく取組みをしっかりと進め、十分な安全確保に向け、特に次の3項目について取り組むよう強く申し入れます。

(1) 福島県内全ての原子力発電所の廃炉方針の決定と確実な安全対策

経済産業大臣による福島第二原発の廃炉に理解を示す発言や、廃炉については事業者が判断すべきこととする政府の見解などを踏まえ、廃炉とする方針を早急に決定すること。

また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えた生活を強いられることから、東京電力(株)及び国の責任において、確実な安全対策を講じること。

(2) 福島第一原発に係る確実な汚染水等対策の早期実施

汚染水対策を重層的に講じるとともに、海洋モニタリングを適切に実施すること。

また、「汚染源に水を近づけない」対策の重要な一角である凍土遮水壁については、その効果を検証するためにも、安全性を確保した上で、速やかに運用を開始するとともに、漁業者からの信頼を第一に、運用基準を厳格に遵守し、安全かつ確実に取組むこと。

(3) 作業員の安全管理の徹底

大型休憩所が設置されるとともに、全面マスク着用省略エリアが拡大されるなど、作業環境に改善がみられるが、廃炉作業は今後長期間にわたって継続することから、労災事故の防止や作業員の安全管理に万全を期すとともに、作業場の放射線量を低減するなど作業員の被ばく低減に向けた取組みを含め、適正な作業管理を実施すること。

2 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に関する適正な賠償の実施について

本市の市民や事業者は、事故が収束していない状況の中、不安を抱えながら生活や事業活動を行っており、その精神的な苦痛や風評被害などの間接被害に伴う営業損害は計り知れないものがあります。

一方で、放射線への不安などから、自主的に市外に避難し、心ならずも家族が離れ離れに生活せざるを得ない家庭が少なくありません。

また、本市においては、全市的に除染事業による側溝堆積物の撤去ができず、道路側溝の排水不良や衛生悪化など、市民にとって大きな問題となっております。

このような、被害者である全ての市民や事業者を対象として、迅速かつ適正な賠償が行われるよう強く申入れます。

また、本市にとって切実な課題である次の2項目について、責任をもって対応されますよう申し入れます。

(1) 営業損害に係る適正な賠償

原発事故に伴う商工業者等に対する営業損害については、昨年6月に、将来的な減収分を直近の減収にもとづく年間逸失利益の2倍として一括賠償するとともに、国が集中的な自立支援策を展開するとの方針が出されておりますが、十分な額を支払われない事業者があると聞き及んでおります。また、市内の一部の事業所では業績の改善は見られるものの、業種によってばらつきがあり、特に農林水産業及び加工業、観光業において、風評被害が依然として継続しております。これらのことから、今後においても、風評被害をはじめとする個別具体的な事情による損害について、事業者等の意見や要望を真摯にくみ取り、事業者の再建に結び付くよう、適正な賠償を実施するよう強く申し入れます。

(2) 地方公共団体に対する迅速かつ適正な賠償

本市一般会計、特別会計及び企業会計の一部のうち、事故との因果関係が明らかな費用について東京電力㈱)に対し、それぞれ賠償請求を行っておりますが、本市が請求を行っている約45億円に対し、これまで約8億円しか支払われていないことから、迅速かつ適正な賠償を行うとともに、今後本市が本件事故に伴って実施する様々な業務・事業についても、最後まで確実に賠償対象とするよう、責任をもって対応されることを強く申し入れます。